

# 平成28年度事業報告書

## 【総括】

28年度は、「空き家・所有者不明土地問題」が社会問題化してきましたが、そうした不動産の不適切管理を招く主な原因の一つが、相続登記の未了問題であったことから、登記の専門家である我々司法書士が正に活躍しなければならないという認識のもとで、相続登記の促進に繋がる事業を策定し重点事業として位置付けることにしました。

しかし、相続登記が行われない理由は様々ですので、まずは、そうした問題を抱えた市民の声を十分に聞くことが出来る機会を増やすことが重要であり、広報等を利用して認知度を上げるとともに、我々司法書士へのアクセスの改善や拡充を図るために、業務の依頼を受けるあらゆる場面を想定したうえで、主に28年度は、市民の相談窓口としても利用されている県下市町村を中心に相続登記の推進を働きかけることを計画してきました。

28年5月には、いわゆる空き家対策特別措置法の完全施行により、特定空家等の対策を市町村に義務付けたことにより、そうした対策事業が一層進むようになりました。更に、空き家になった原因の多くが所有者の死亡であるということもあり、市町村においては、本来相続という個人の問題を行政としても必要に応じて関与せざるを得なくなり、6月には政府も「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」の中において、相続登記の促進に取り組むことを明言するに至りました。

法務省においても、日調連と日司連の三者が連携し、「未来につなぐ相続登記」と称して、法務局、土地家屋調査士会、司法書士会の三者の名で、相続登記の促進に向けたリーフレットの作成や各市町村訪問まで行うという従来では考えられない積極的かつ官民一体となった対応がなされました。

更に、法務省民事局民事第二課では、相続登記を促進するために、「法定相続情報証明制度」(仮称)の新設を不動産登記規則の一部改正案という形で示してきましたが、突然のことであり、かつ問題点も山積した制度と言わざるを得ないにも関わらず、29年度施行を予定するという7月の報道を受けて、急遽当初計画にはありませんでしたが、その制度への対応をどのようにしていくかということも重点事業の一部として捉え、日司連及び会長会等からの情報を得ながら検討してきましたので、そのことも踏まえ報告します。

## 《重点事業》

### 1 市民の司法書士へのアクセスの改善・拡充を図る事業

#### (1) 県内市町村における空家等対策事業への協力

従来県内の市町村においても、常設の電話相談事業、県下一斉司法書士無料法律相談及び各支部における常設の相談事業等のプロボノ活動を通じて、司法書士会としての広報活動はしており、一定の成果も出ていましたが、今般特定空家等の問題を解決しなければならない立場の市町村の相談相手や手続きの協力をすることをPRしたことで、市町村も司法書士を活用しようという機運が高まり、協議会委員の推薦依頼を始め、講師依頼や相談等の問い合わせも増加するようになってきました。

#### (2) 県内市町村への相続登記関連業務の働きかけ

27年度から相続登記を推進するためのチラシを作成し、県内市町村への働きかけを行ってきましたが、法務局との連携による相続登記促進のPRで窓口訪問を行ったことにより、結果的には前段階に行ったチラシの配付が良い面に反映し、各市町村との結びつきを一層強くする一因となりました。

#### (3) 土地家屋調査士会との連携による空家等対策（相続登記）の推進

各会の研修会等における参加や情報交換等を行いました。例えば、両会共催のシンポジウムの開催等を計画するまでには至りませんでした。ただ、前述のとおり「未来につなぐ相続登記」を、法務局、土地家屋調査士会、司法書士会の三者が、リーフレットを持参して各市町村訪問を行ったことにより、相続登記の推進には繋がったものと思われま。

#### (4) 商業及び法人登記並びに企業法務の推進

最近の会社法の改正部分や事業承継等をテーマに「司法書士による無料出張セミナー」の開催を、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、県内各商工会、県内各法人会、日本政策金融公庫（国民生活事業）県内各支店に対して案内し企業との接点を積極的に築いていくことを試みました。手法自体は良かったと思いますが、セミナーの詳細な説明や案内先及び案内方法等についてもっと効果的な方法を再度検証していきたいと考えます。

#### (5) 裁判業務の本人訴訟等支援活動の推進

簡裁訴訟代理権を獲得してから14年目を迎えようとしていますが、簡裁の民事事件通常訴訟事件の代理人関与率は、弁護士の凡そ半分であり、その受任率が低いことから、まず裁判業務に少しでも慣れ親しんでもらうとともに不安の解消やノウハウの共有ができる場を設けることが重要であると考え、裁判事務ゼミナールを県下各地で開催し裁判業務の推進を図ってきました。

しかし、市民の司法書士へのアクセスを考えた場合には、市民への司法書士業務の周知不足や受け皿としての役割が果たされていないので、再度本人訴訟支援という従来の業務の見直しも図りながら、例えば、他機関からの本会への紹介ルートを構築する等その対策を強化していきたいと思ひます。

## (6) ADRの活用及び推進

市民からの司法書士へのアクセス手段として、各種相談事業の中からADRを活用できる可能性を担当者が相談票に書けるようにしてADRの活用を図ろうと試みましたが、周知徹底不足のためか浸透していたとは言えませんでした。

まず相談担当者がADRを熟知した上で、事案の当てはめ作業ができなければ相談票にもその活用の可能性の有無も記載することはできないことから、再度会員への研修等を行い周知徹底を図る必要があるものと思われます。

更にADRは当事者同士が話し合いにより解決を図る方法であるため、本来トラブルの改善修復可能性あるケースが想定され、その潜在的ニーズも相当あるものと思われますが、顕在化した段階では対面したくないという当事者も少なくないことからADRを選択するまでには至らないということも考え合わせれば、気軽な相談受付窓口（例えばメール等）を設置する等今後新たな手法の検討も必要ではないかと思われます。

## (7) その他（「法定相続情報証明制度」（仮称）について）

日司連及び会長会等からその都度情報収集を行い、情報提供をしてきました。12月に法務省から法定相続情報証明制度についてのパブリックコメントが出されたため、急遽検討し本会としての意見書を提出しました。

## 2 関係機関との災害時における相談業務体制の検討及び災害協定等の締結

27年度本会含めた四者間で長野県との災害協定の締結を踏まえ、28年度には長野県災害支援活動士業連絡会の会員が8士業まで拡大し全体会議を行い交流を図ると共に、今後の連絡会の活動方針を確認しました。

更に、29年2月28日には、本会と長野地方法務局及び長野県土地家屋調査士会との三者連絡会において、災害時における相談事業の連携協定を締結しました。

## 3 公益活動の推進

支部の協力を得ながら、例年実施している常設電話相談・県下一斉司法書士無料相談、相続登記はお済みですか月間・山間部における特別相談会・税理士会との合同相談会・県立長野図書館における相談会の実施の他に、空き家対策事業としての市町村を始めとする相談対応も行ってきました。

また、本会として、高校生のための市民法律教室の実施や県立長野図書館との共催による市民向けセミナーを実施しました。

更に、社会対策事業として、生活困窮者支援事業の実施、犯罪被害者支援事業の推進、自死問題への対応、クレサラ・特殊詐欺・悪質商法被害等への対応等、本会として、市民のための公益活動の推進を図ってきました。

今後本会として行ってきた事業を個々の会員が真の意味でプロボノ活動として行っていけるよう周知していきたいと思っております。

#### 4 会員の執務の適正化及び資質の向上を図るための研修の充実

28年度では、不本意ながら、2件の懲戒処分がありました。

本会では、会員が集まる研修会を利用し、適正な執務を行うよう呼びかけてきました。また、要請のあった支部には出向き綱紀事案についての研修を行い周知徹底を図ってきました。

一方、28年度も資質の向上を図るために最低12単位の研修の受講を促してきましたが、27年度に義務違反者に対しペナルティーを科さなかったことが原因としてか、28年度は想定していた良い結果を出すことはできませんでした。

引き続き会員への理解を求めると共に、質の高い研修会を行うことと支部研修会を充実させ倫理研修の実施も行う必要があると考えています。

#### 5 本会及び事務局の組織並びに執行体制の基盤整備

まず、毎年肥大化する本会事業及び事務をどうするかということは毎年の課題でもあります。事業削減や支出の抑制も検討はしてきましたが、士業にとっても厳しい現実では、例え事業が肥大化し予算が増えても必要なことは進めなければならないということが現時点における結論です。現在の本会組織では、各部を中心に事業執行していますが、例えば、「研修」や「相談」の事業においても各部がそれぞれの立場で行っていたため、データ等においても一元管理ができないという不都合が生じていたことから、定例化した「研修」や「相談」に関する事業については、「研修」の括りは基本的には全て研修部が行い、「相談」の括りについては、全て相談事業部が行うというような体制に変更し、データの発生元を絞り込むことにより効率化を図ってきました。その上で、業務分掌や連携の仕方等について協議をしながら事業執行をしてきました。

しかし、更に、部の再編の問題や理事を始め、常任理事の人数の問題等を考えた場合には、会則変更の必要性も出てくることから、まず現行会則の中でできることを模索したうえで会則変更に踏み切る必要があると思われれます。

また、本会役員と事務局職員との分掌をはっきりさせるべく、事務局から出された事務局として行うべき事務項目について抽出したものを参考に、新たに本会役員がやるべき業務についての検討をしました。

今後、本会役員の職務と事務局職員の職務との隙間部分が埋められる組織体制にして、次期執行体制において反映させていきたいと考えています。